

納税環境整備（電子帳簿等保存制度の見直し）

（ 令和2年11月30日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局 ）

納税環境整備（電子帳簿等保存制度の見直し）

背景

- 関税法においては、貨物を業として輸出入する者、特定輸出者及び特例輸入者は、帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び関係書類を保存しなければならないこととされている。関税関係の帳簿書類は、関税法において準用する電子帳簿保存法の規定により、電子的に保存できることとされているが、所定の要件を満たした上で承認を受ける必要があり、利用が限られている状況（約150件）。
- 内国税においては、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進等による記帳水準の向上に資するため、内国税の帳簿書類を電子的に保存する際の手続の見直しを行う予定（電子帳簿保存法の改正）。
- こうした状況を踏まえ、関税においても、内国税の見直しと同様に、関税関係の帳簿書類を電子的に保存する際の手続の見直しを行う必要がある。（電子帳簿保存法の準用規定を改正。令和4年1月1日以後適用。）
(※)輸出入者による帳簿書類の保存の実態を踏まえ、電子的保存に係る負担の削減を図るとともに、円滑な事後調査のための適切な帳簿書類の保存を推進。

(1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

(注)関税法上の帳簿とは、貨物の品名、価格、数量、許可年月日、許可書の番号等を記載したもの。

| | 現行 | 改正の方向性 |
|---|--|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none">● 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、<u>事前に税関長の承認が必要。</u> | <ul style="list-style-type: none">● <u>承認制度を廃止し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。</u> |
| ② | <ul style="list-style-type: none">● 電子帳簿承認の対象は以下の要件を満たすものに限定。<ul style="list-style-type: none">イ 訂正等の履歴が残ること、検索機能があることロ モニター、説明書等を備え付けること | <ul style="list-style-type: none">● <u>電子帳簿について、現行の要件を満たして電子保存し、その旨を届け出た者については、その電子帳簿に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税の税率を5%軽減する。</u> (※1)帳簿の各項目と書類とが共通の番号(例:許可書の番号)により紐付けされているものを対象。 (※2)ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税が含まれる場合は軽減しない。 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none">● ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存。 | <ul style="list-style-type: none">● 現行のロの要件のみ満たす電子帳簿についても、上記過少申告加算税の税率の5%軽減の対象にはならないものの、電子データのまま保存することを可能とする(紙を印刷しての保存は不要)。 |

納税環境整備(電子帳簿等保存制度の見直し)

(2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

| | 現行 | 改正の方向性 |
|---|--|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none">● 関税関係書類をスキャナ保存するためには、<u>事前に税関長の承認が必要</u>。 | <ul style="list-style-type: none">● <u>承認制度を廃止</u>し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 |
| ② | <ul style="list-style-type: none">● 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。<ul style="list-style-type: none">・ <u>仕入書等の書類には受領者(営業担当者等)が自署</u>・ 経理担当者がスキャンする場合は最長2ヶ月以内にタイムスタンプを付与(受領者(営業担当者等)がスキャンする場合は概ね3営業日以内)・ 紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を別の者がチェック(相互牽制・定期検査) | <ul style="list-style-type: none">・ <u>書類への自署は廃止</u>・ <u>タイムスタンプ付与までの期間は最長2ヶ月以内に統一(電子取引も同様)</u>・ <u>訂正・削除履歴の残るクラウドに最長2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化</u>・ <u>紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック(相互牽制・定期検査)は不要化</u> |
| ③ | <ul style="list-style-type: none">● 現行の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できないおそれ(例:定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない) | <ul style="list-style-type: none">● 要件を大幅に緩和する一方で、<u>電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税の税率を10%加重</u>(電子取引についても同様)。 |

納税環境整備（電子帳簿等保存制度の見直し）

(3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

現行

- データ保存制度の検索要件
- ① 品名、数量、価格、仕出(向)人の名称等、取引年月日その他の日付を検索の条件として設定
- ② 上記のうち、数量、価格、取引年月日その他の日付については、範囲を指定して条件を設定
- ③ 2以上の任意の項目を組み合わせて条件を設定

改正の方向性

- データ保存制度の検索要件①を緩和。(スキャナ保存の場合も同様。)
- ① 価格、仕出(向)人の名称等、取引年月日その他の日付に限定

(注)なお、改正前後ともに、出力した書面を保存することも認められる。

(※)(1)、(2)及び(3)のいずれの場合であっても、税関職員の質問検査権に基づくダウンロード要求に応じる場合には上記②③の検索要件を不要とする。